

民営職業紹介

ひ

と

2023.10
No.

189

秋号



座談会「求職者を確保するには」

「令和5年版労働経済の分析(労働経済白書)」が公表されました！

令和5年度地域別最低賃金額が改定されます！

令和4年度労働局による職業紹介事業指導監督状況



Contents

- 3 座談会「求職者を確保するには」
- 9 「令和5年版労働経済の分析」が公表されました！
- 12 令和4年度労働局による職業紹介事業指導監督状況
- 14 令和5年度地域別最低賃金額が改定されます！
- 15 令和5年度厚生労働省委託事業「職業紹介事業者の適正化推進事業」
紹介事業者・求人企業 それぞれが「自主点検」！
- 16 令和5年度厚生労働省委託事業「求人者相談支援・利用促進事業」
採用担当者(求人者)向けセミナーを開催しました
- 17 直接会員ネットワークだより
- 18 第27回職業紹介士の集合教育及び試験を実施しました！
- 19 職業紹介士ネットワーク ～Simple株式会社～
- 20 よくわかる職業紹介事業のQ&A
- 22 雇用失業動向
- 23 令和5年度下期職業紹介事業実践セミナーのお知らせ
- 24 新規入会事業所紹介
- 25 「第4回ひととしごと写真募集」を開始します
- 26 民紹協ニュース／編集後記
- 27 職業紹介責任者講習日程

※表紙写真は、「第3回ひととしごと写真募集」佳作 伊藤孝司氏撮影の作品です。

「稲架掛け」：地元産のブランド大根を約2週間ほど天日干にすると大根が数字の“8”にするほど曲げることができます。2～3年ほど漬けるとおいしい沢庵になります。二人の息の合った作業に感銘！

「求職者を確保するには」

司 会 玉川大学経営学部
出席者 (株)エース・プロモーション
(株)昭栄スタッフ
(株)A.D.C
東商(株)
(有)ケアサービス田之上人材センター
(公社)全国民営職業紹介事業協会

教 授 大木 栄一 氏
代表取締役社長 木村 孝之 氏 東京
代表取締役 佐藤 昭彦 氏 東京
代表取締役 四方 美由紀 氏 熊本
専務取締役 嶋田 知子 氏 東京
代表取締役社長 古澤 洋子 氏 宮崎
専務理事 上市 貞満

コロナ禍からの経済回復に伴い、様々な分野で人手不足が広がっております。一方、求人メディアが多様化し、求職者の獲得競争も激しくなってきました。職業紹介所も求職者の確保が大きな課題となっています。そこで、異なる職種の紹介を行っておられる会員事業所の方にお集りいただき、求職者確保のノウハウをお話しいただきました。

大木 少子高齢化に伴い労働力の供給不足が進んでいて、紹介所においても求職者の確保が難しくなっているとお聞きします。そこで今日は、皆さまが「求職者をどうやって集めておられるか」を中心に話し合っていたいただきたいと思います。ITやAIを活用したり、日頃の付き合いを大切にしていって地道な工夫を重ねておられるところもあるかと思います。また今日は地方からも参加されていますので、東京と地方での状況や取組みの違いなどもお聞きできればと思います。

具体的には、①求職者を集めるのにどのような工夫をされているか。②マッチングをどう進めておられるか。③給与のアップなど求人者に働きかけておられることなどあれば、お話しして



大木氏
いただけたらと思います。それでは、自己紹介も兼ねて現在の業況や求職者の確保の面で工夫されておられることなど、いかかでしょうか。

●求人情報の内容を濃くし ターゲットを絞り込む

木村 東京池袋で50年間、主にアパレルと食品関係のマネキンの紹介をしています。最近は食品関係のマネキンの紹介が増えてきています。父が起こした会社で、今年の5月から社長を務めています。紹介の仕事は30年やっています。

現在の状況は、コロナ前はアパレル企業様が多くを占めていましたが、コロナ後は食品企業様からの求人を多くいただくようになりました。しかし短期求人が中心です。

力を入れていることは、少ない人数で運営しているため、少しでも工程を少なくするため、マッチングの精度を上げることに注力しています。具体的には求人情報の正確さ、ターゲットを絞り込む情報など、スムーズにご紹介できるようにしています。

困っていることは、社内の人数不足。長期案件に対しての応募の少なさです。

求職者確保のために取り組んでいることは、少ないスタッフでやっていますので、工数を少なくし

てマッチング精度を上げることです。そのため、求人情報の内容を濃くしターゲットを絞った求人を出すことを心掛けています。求人サイト等への掲載方法も無料枠から有料枠にも広げ、細かな



木村氏

キャンペーンでターゲットを絞るようにしています。また全国の紹介所とお付き合いがありますので、他の紹介所と連携した取組みにも力をいれています。

今後の課題としては、現在利用している求人サイトはインディードがほとんどですので、今後は色々な新しいサイトも使ってみたいです。また自社求人でない求人の開拓にも力を入れていきたいと思っています。またアフェリエイト*のような自社求人でない案件で収益を上げられないか、サブスクなど時代に即した手数料の集金方法なども検討していきたいです。

※アフェリエイト：成果報酬型広告。他社から提供される広告を掲載し、その掲載した広告経由で売上が発生すると、売上の一部を報酬として受け取るビジネス。

大木 社長になられて大変なことはありますか。

木村 業務は長年従事しているので問題はありませんが、経営的な面がやはり大変に感じます。しかしダメでもともとと思うくらいに思い切って社長業を努めたいと思っています。

● スポットマッチングから 求人・求職者が戻ってきた

佐藤 紹介事業を始めて52年になります。

現在実務はあまりしていませんが、サービスク

リエーター協会の会長をしているため、業界の動向は全国的な状況も含めてよくわかります。現在はコロナ前の8割くらいにまで求人が戻ってきています。東京の大手ホテルの求人の回復が最も早く、それに地方が続きました。しかしながら、コロナ前に求人が戻っても、求職者が戻らず苦勞しております。また、昨年秋頃はスポットマッチングの紹介アプリを利用する求人者が増え、本年春頃まではそちらに求人が流れ危機感がありましたが、最近は紹介所に戻ってきました。スポットマッチングを利用する求職者は、1回は使ってみても2回は使わない傾向があり、求人者側も紹介所から紹介される求職者の方がしっかりと教育を受けており長く働いてくれるので安心できると認識を新たにされたようです。

現在、都内の求職者は大学生が多く、9割方は求人サイトで集めています。サイトで募集する場合、求職者は複数のサイトに同時に応募するので、応募を受けて連絡をしても、もう連絡がつかないことも多く、とにかくすぐに連絡をするようにしています。また、最初に簡単な略歴を求職者に入力してもらうシステムを導入したところ、辞退者が少なくなってきました。また求人サイトは、成果報酬型が良いのか、掲載課金型がよいのか、現在検討しているところです。

求職者を確保する上での今後の課題は、以前登録していただいていたベテランの求職者にどうしたら戻ってきてもらえるかです。

大木 求人者に対する時給アップ等の働きかけはされていますか。

佐藤 協会としては独禁法の関係で一律にいくら上げて欲しいというお願いはできませんが、協会としても、東京では時給がこのくらい上がり、交通費もこのくらい出していただいているなどの情

報を提供し、求職者の確保のために時給のアップなどをお願いしています。

大木 東京と地方で人材の集まり具合はどうですか。

佐藤 都会で大学のあるところは、大学生が求職者として来てくれますが、大学のない地域では、定年退職後の60歳以上の方と高校生等に2局化しているようです。例えば東京のスターバックスでは大学生や若者を採用できますが、ある地方のスターバックスでは学生がいないため60歳以上の方が働いているという話も聞きます。

木村 求人者がスポットマッチングから配ぜん人紹介所に戻ってきた理由は何でしょうか。

佐藤 スポットマッチング経由の求職者を受け入れるため、ホテルなどでは一時期専門の受入部署を作って対応していました。配ぜん人紹介所としては、急激な求人の回復に体制の整備が間に合わず、スポットマッチングに体制の不備をつかれた感じでした。しかし、スポットマッチング経由で来た求職者の受入には手間がかかり、ホテルも忙しくなって専門の受入担当者をおく余裕がなくなってきました。一方、配ぜん人紹介所の求職者は経験者もいます。大学生の場合は、4年生が3年生に教えるなど、上級生が下級生に教える仕組みもあります。いつ来るか分からないスポットマッチング経由の応募を期待するよりは、確実な配ぜん人紹介所を利用の方がよいと求人が戻ってきたようです。

●転職者対象のマナー講習会や 企業と求職者とを繋ぐ食事会を実施

四方 2001年から熊本市内でNTT日本のブロードバンドの請負事業をスタートし、その後、人材派遣や人材紹介も始めております。紹介は10年前

から始め、本格的には4～5年前から行なっています。月1回熊本のFM局でラジオ番組を持っており、そこからの求職者への対応や企業に向け転職に関する情報発信等を行なっています。また、転職者向けの無料の講習会(マナー、営業等の教育)もやっています。紹介に関しては、自分がマッチングから最後の面談まで一貫して全て行っています。その他、県の中小企業家同友会やロータリークラブ等の異業種団体に所属していますが、なかなか人材不足は解消しないようで、人材依頼のニーズは多いです。企業と求職者とを繋ぐ食事会(10名程度)を行ったりもしています。また、熊本は台湾のTSMC等の進出を受け、全体的により人材が不足しているように思います。時給も一気に高騰しています。

今、事業の再構築をしまして、事務所をサテライトオフィスに改装しWebスタジオ化しました。企業も求職者も集まれる場所として事務所を提供したいと思っています。



四方氏

●求人広告を考える上で、 チャットGPTは頼りになる相棒です

嶋田 弊社は昭和29年創業で販売職の派遣と紹介をしてきた企業です。3年前まではアパレルが95%でしたが、コロナ以降、百貨店のアパレル売場が縮小し、求人が減ってきました。アパレル売場の後には小さな企業が入ってきて、与信の審査も大変な状況です。また、若い人たちがアパレルの仕事は難しいと敬遠するようになってきました。今の課題は、どうすれば求職者にアパレルの仕事の

魅力をアピールし、求職者の確保につなげるかということです。最近、食品関係のマネキンの紹介に積極的に関わっています。震災やコロナ後もいち早く立ち上がったのはデパ地下の食品



嶋田氏

売り場でした。結果的に、コロナ前は5%しかなかった食品紹介のウエイトが今は30%に増えてきました。

求職者の確保にあたって、求人広告が最も大事だと考えていますが、求人広告を考える作業は一人で悩む孤独な作業でした。それが、チャットGPTを使うことによって違ってきました。以前は給与や福利厚生の実感が若い人を惹きつけるキーワードだと思い込んでいました。しかし、チャットGPTを使って若い人が惹かれる求人のキーワードを質問したところ、「成長の機会」、「楽しんで仕事ができるチームワーク」、「社会貢献」等のキーワードを挙げてくれました。そこで、5人の職場での仕事の場合「5人のチームワークで楽しくやれる仕事です」等のキャッチコピーを考えてみました。現在はチャットGPTを相棒のような感覚で活用し仕事を進めています。

●無料で調理・家事・介護講習を開催し、受講者に求職登録を勧誘

古澤 父が60年前に家政婦と調理士の紹介所を始め、私がその後を継ぎました。43年目になりますが、面白い仕事だなと感じています。

求職者の確保にあたって、これまでは主に、電話帳・ホームページ・事務所の看板で求職者を募集したり、家政婦さんや知人から紹介してもらったり、

病院や施設を回って退職の方がおられたら教えてもらい、そうした経験者に声をかけ求職者になっていただけてきました。

こうした方法に加え、今後は、若い人が良く利用しているフェイスブック・インスタグラムなどのSNSによる募集もやってみようと思います。

また、無料で調理、家事、介護の講習会を開き、受講者の中から仕事としてやってみたい人に求職登録を勧誘していきたいと考えています。

さらに、求人内容についても求職者本位で変更をお願いすることも必要かと思っています。例えば、就労日について、「求人者の都合にマッチする求職者がいない場合、求職者の都合に求人者を合わせる方法を採用」と、これからは求職者がもっと集まるのではないのでしょうか。

一方、紹介した求職者が定着するのには、収入を安定させ、休みたい時に休めるようにし、スキルアップの機会を作ることなどが大切かと思っています。求職者が少しでも長く勤められるよう、紹介所から求人者への働きかけも行っています。

休みを取りやすくするため、近隣の紹介所と提携して協力していくことも大切だと思います。急に求職者が休んだりした時には提携先から代替りの人を紹介してもらったりしています。

家政婦さんのスキルアップのため、家政士検定の受験も勧めるようにしています。

家政婦さんのイメージアップのため、服装ももう少しおしゃれなものにできないか検討したいです。



古澤氏

大木 働く側の人たちのことをよく考えておられることが分かりました。

嶋田 一つ質問です。登録面談は現在リモートを中心にやっており、必要な場合にのみリアルで面談をしています。皆さまのところはいかがでしょう。

大木 求職者とのやりとりをリモートでやっているか、会って面談しているかということですが、この辺はいかがでしょうか。

木村 以前は私たちも100%対面で面談をしていましたが、現在、対面は全くなくなり、リモートかそれができない方には電話でお話をしています。正直言って、どちらもあまり差がないと感じています。個人的には対面の方が親しみを感じますが、仕事の上では仕事内容や条件をしっかりと確認しておけば、問題ないと思います。

●対面面談により当日の 面接辞退者が減ってきた

佐藤 コロナの間はほとんどオンラインでやっていましたが、現在は全員来所してもらい対面で面談をしています。遠方の方には近くのホテル等へこちらが出向いて面談をしています。求職者の髪の色とかも画面ではわかりにくい面があります。また、紹介したが面接に来なかったということがないように、一度直接会っておくことは重要で、対面での面談を基本にしています。



佐藤氏

面ではわかりにくい面があります。また、紹介したが面接に来なかったということがないように、一度直接会っておくことは重要で、対面での面談を基本にしています。

四方 県外の方はZOOMで面談せざるを得ませんが、基本は対面での面談を行っています。最初

に1.5～2時間面談をし、応募したい企業が出てくると、さらに1時間以上面談をします。応募企業にも同行するので、かなり色々とお話をしています。

大木 面談して転職がうまくいかないのではないかとと思われる求職者はいますか。

四方 転職の場合には、今の会社の良いところ、嫌なところを10個くらい書いてもらうようにしていますが、今の会社や仕事にダメ出しばかりする人はうまくいかないことが多いですね。その場合には、今の会社でがんばったらいいます。何とかよい方向へいくように何時間も話をする時もあります。こういう人から、時々紹介をしてくれとしつこく電話がきて困ることもあります。

大木 頼りにされているんですね。

四方 学生さんの場合には、単発の仕事で募集をかけ、応募者の中から良い人を見つけ出して紹介もしています。例えば、お祭りの求人とかです。現在は奨学金をもらっている学生も多く、留年するとお金を返さなければならないので、学生はわりと真面目に学校へ行きます。

大木 学生を集める良いやり方などありますか。

四方 国公立の学生さんは比較的真面目な学生さんが多く、大学へ求人を出すのが、一番安上がりで手っ取り早い感じです。

大木 古澤さんのところでは、面談はどのようにされていますか。

古澤 家政婦さんの場合には、家庭に入るので信頼できる人でないと困ります。人柄を知るため必ず対面で面談をします。2時間くらいみっちりとすることもあります。困ったこと、転職の理由など、経歴を詳しくお聞きします。家政婦さんの場合、短期紹介も多いですが、施設に紹介する場合は、正社員を紹介することもあります。

古澤 コロナ禍でマネキンや配ぜん人の仕事は大

変だったと聞いています。どのようにして乗り越えて来られたのでしょうか。

●雇用調整助成金は雇用維持に役立った

佐藤 配ぜん人の仕事では、一時はコロナ前の1～5%に仕事が減ったところもあるとも聞いています。そうした中、大学生の求職者はコロナ禍の2年半は仕事がない状態が続き、ほぼいなくなっていました。

現在は求人も回復して大学生の求職者も増えております。

派遣で働いていた場合には、国の雇用調整助成金制度によってかなり雇用が守られましたが、職業紹介により複数の求人先で働いていた場合は、助成金が使えず、他の職種に転職をしていった人も多くいます。助成金で求職者を守ってくれたホテルなどでは、コロナ後にスムーズに復帰できたようです。助成金で救えた人と救えなかった人の差もありました。

古澤 紹介所として求職者のスキル向上のために研修等も実施していますが、国の補助などをもらえるようにはできないでしょうか。

上市 現行の制度では、日々雇用で働いていく求職者の研修にすぐ使える補助などはありませんが、

国もリスキリング等に入力していますので、何らかの補助や支援をしていただけないか要望していきたいと思います。

本日の座談会の感想を少し述べさせていただくと、職業紹介も新し 上市氏

いやり方がどんどん出てきて、求人メディアやアプリを使ったもの、また嶋田さんのお話のようにチャットGPTのような生成AIを活用するところも出てきました。その一方で、求職者としっかりと時間をかけて面談をしたり研修を行ったり工夫をされていることも伺いすることができました。ITを活用したやり方、対面を大事にするやり方、東京と地方、また取扱職種によっても異なるようです。いずれにしてもそれぞれの紹介所の強み、特長を活かしたやり方が重要だと感じました。

大木 職業紹介をしていく上でいろいろな工夫をされていることがよく分かりました。職業紹介という仕事は、求職者の人生を担っていくものであり、皆さん、人に関わるのが好きな方々なのだとよく分かりました。本日はありがとうございました。



「令和5年版労働経済の分析(労働経済白書)」が公表されました!

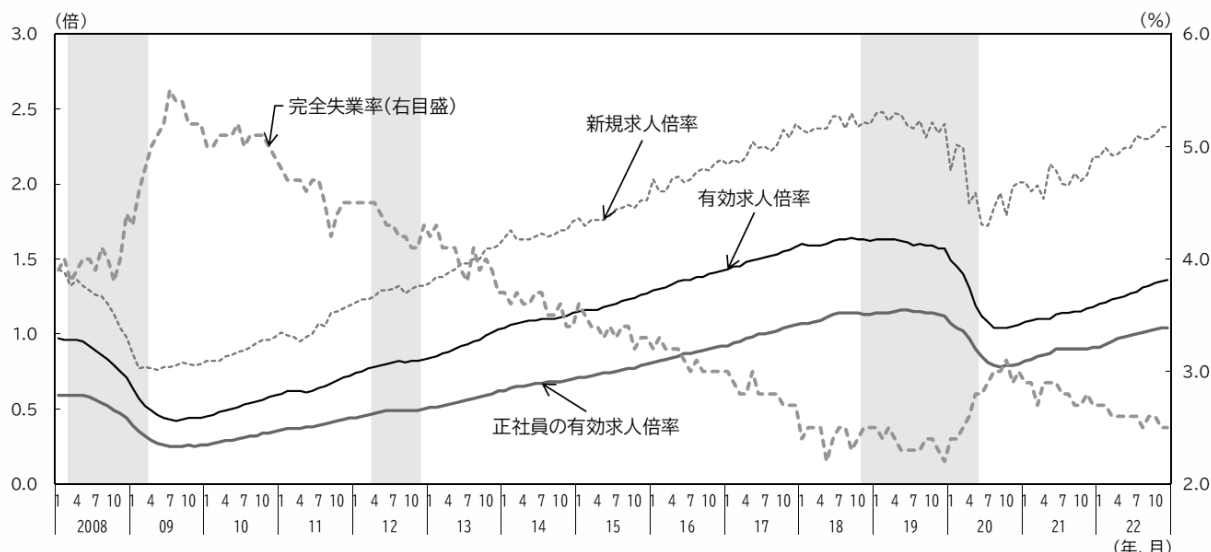
9月29日に、厚生労働省から「令和5年版労働経済の分析」が公表されました。

今回のテーマは「**持続的な賃上げに向けて**」です。

今回の白書では、賃金が増加していくことによりもたらされる好影響をテーマに、個々の企業や労働者への効果、消費や生産、結婚等の経済全体への効果を分析しています。職業紹介事業に関連する部分を中心に、その概要をご紹介します。(図の番号は「労働経済の分析」に掲載されたものです)。

1. 有効求人倍率と完全失業率の推移 第1-(2)-1図

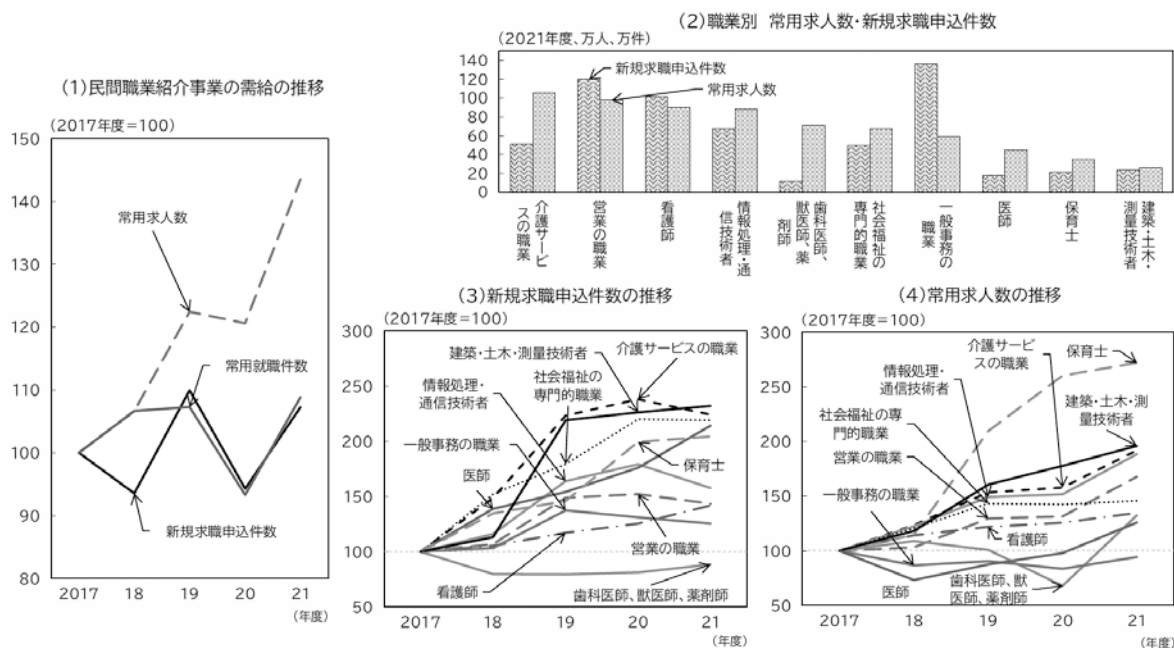
- 雇用情勢は、2021年以降、経済社会活動が徐々に活発化する中で持ち直し。
- 新規求人倍率、有効求人倍率は上昇、完全失業率は低下。



【資料出所】厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省統計局「労働力調査(基本集計)」を基に厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

2. 民間職業紹介事業の状況 第1-(2)-20図

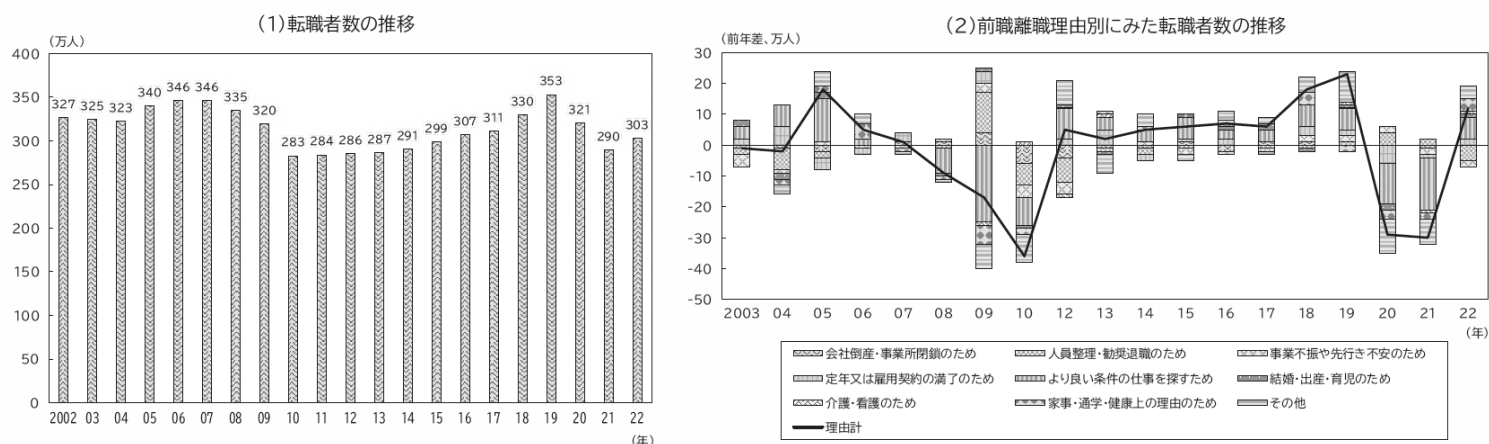
- 民間職業紹介の常用求人件数も人手不足を背景に大幅な増加傾向。
- 常用求人数は「介護サービスの職業」「営業の職業」「看護師」等が多い。「一般事務の職業」は、新規求職申込件数を大きく下回っている。



【資料出所】厚生労働省「職業紹介事業報告の集計結果(速報)」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

3. 転職者数の動向 第1-(2)-22図

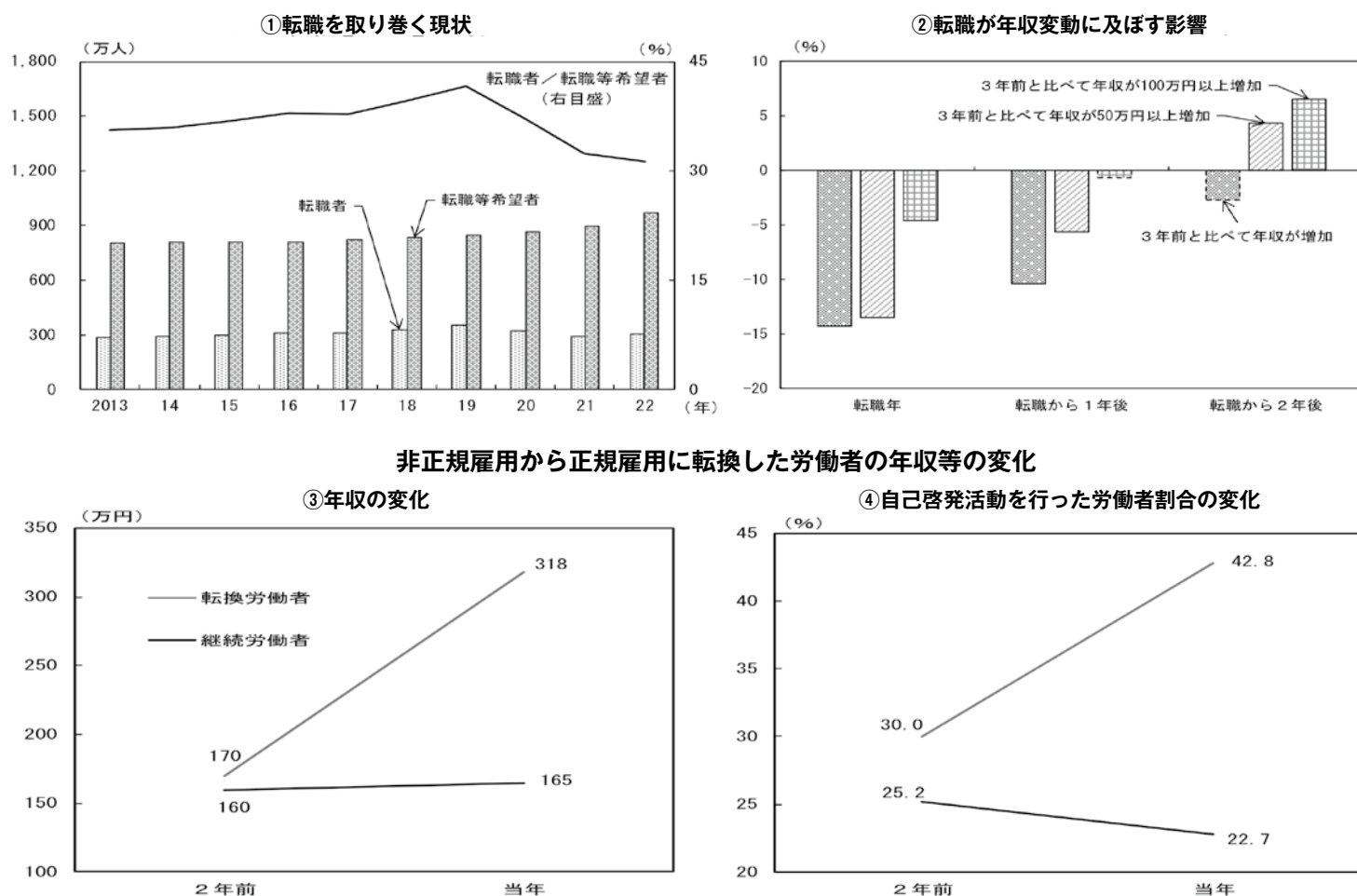
- 転職者数は、2011年以降、増加傾向で推移した後、感染症の影響により2020年から2年連続で大幅に減少したが、2022年は3年ぶりの増加となった。
- 前職を離職した理由別に転職者数の前年差をみると、2022年は「より良い条件の仕事を探するため」に離職した者の数が増加に転じている。



【資料出所】総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

4. 転職によるキャリアアップや非正規雇用転換の関係

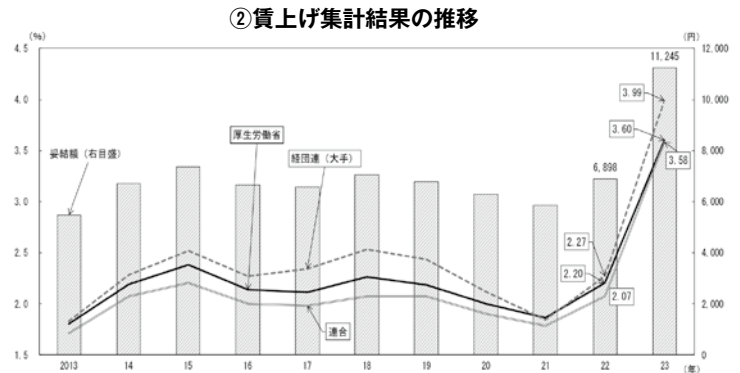
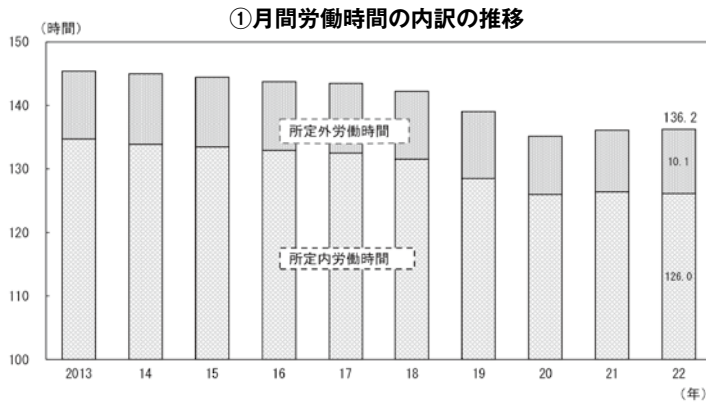
- 転職等希望者に占める転職者の割合は2020年以降低下し、感染拡大期において転職へのニーズが実現出来ていなかった可能性がある。転職を経ると2年後に転職前と比べて年収が大きく増加する確率は高まる。
- 非正規雇用労働者が正規雇用転換すると、年収が大きく増加するだけでなく、安定した雇用に移ることで、キャリア見通し、成長実感が改善し、自己啓発を行う者の割合も高まる傾向がある。



【資料出所】①は総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」②～④はリクルートワークス研究所「全国就業実態パネル調査」を基に作成

5. 労働経済の推移と特徴

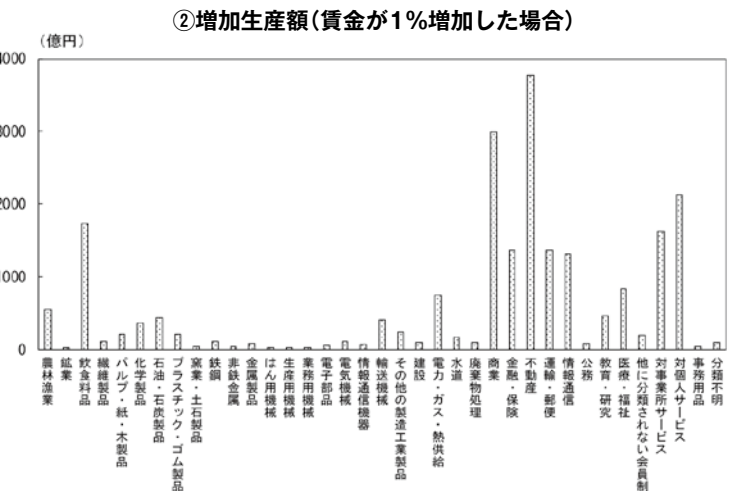
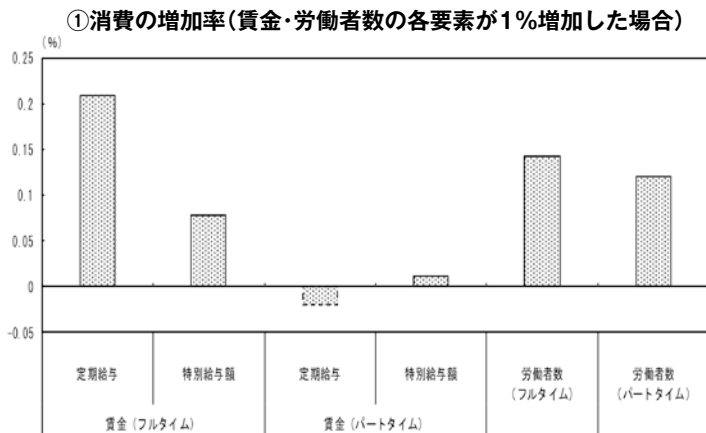
- 労働時間をみると、感染症の影響による2020年の大幅減から2年連続で増加した。
- 名目賃金(現金給与総額)は、前年比で全ての月において増加した。2022年の民間主要企業の賃上げは、賃上げ率が2.20%となっており、4年ぶりに前年の水準を上回った。
- 一方で、円安の進行や輸入原材料の価格の高騰に伴う物価上昇がみられ、実質賃金は減少した。



【資料出所】①は厚生労働省「毎月勤労統計調査」②は厚生労働省「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」等より

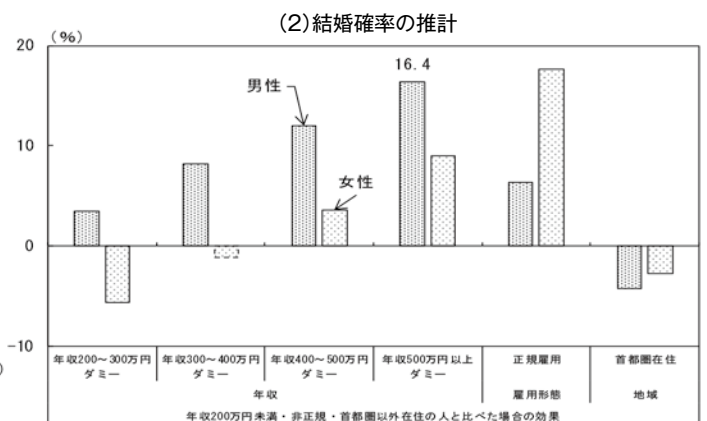
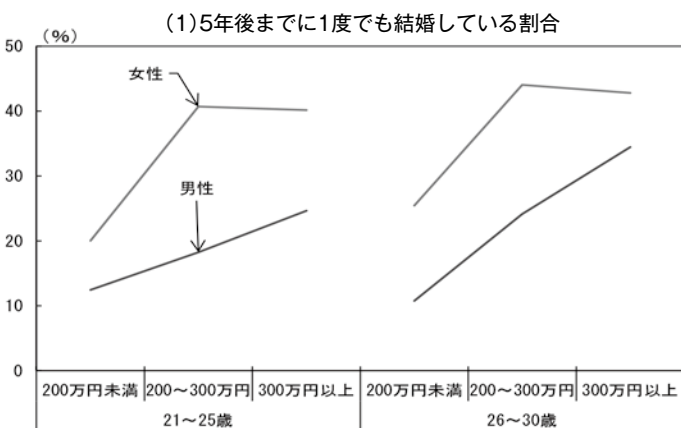
6. 賃上げによる経済等への好影響(マクロの視点)

- フルタイム労働者の定期・特別給与が1%増加すると、各々0.2%、0.1%消費を増加させる効果がある。
 - 全労働者の賃金が1%増加すると、生産額が約2.2兆円、雇用者報酬が約0.5兆円増加すると見込まれる。
 - 相対的に年収が高い層ほど、結婚確率が高くなる効果がみられる(正規雇用も結婚確率を引き上げる効果がある)。
- 若年層の賃上げや雇用の安定は、希望する人の結婚を後押しする観点からも重要。



【資料出所】①は厚生労働省「賃金構造基本統計調査」等の政府統計、②は総務省「産業連関表」「家計調査」、内閣府「国民経済計算」

③結婚への効果



【資料出所】厚生労働省「21世紀成年者縦断調査(平成24年成年者)」をもとに作成

労働局による職業紹介事業指導監督状況

令和4年度の東京、大阪及び愛知労働局による民間人材ビジネス(職業紹介事業及び労働者派遣事業)に対する指導監督状況が公表されました。職業紹介事業に係る結果を要約すると次の通りです。

【令和4年度 東京・大阪・愛知労働局指導監督状況 ～職業紹介事業のみ】

令和4年度の3労働局の職業紹介事業に対する指導監督状況をまとめると下表の通りです。このうち、是正指導内容をみると、例年と同様の指導に加えて、新たに「労働条件の明示の就業場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項」「無許可での有料職業紹介事業実施」「届出制手数料表を上回る手数料の徴収」という指導が追加されています。

表中の※は、件数を表す

労働局	指導実施事業所数 (対前年増減率)	うち是正指導を行った事業所数 (対前年増減率)	指導内容・内訳	
東京	688 (0.1%増)	459※ (30.4%増)	帳簿書類の備付け	・求人求職管理簿が作成されていない、あるいは記載に不備がある
			労働条件の明示	・求職者に対して業務の内容、労働契約の期間などを適切に明示していない
			取扱職種の範囲等の明示	・取扱職種の範囲を明示していない ・手数料、苦情の処理に関する事項などを正しく明示していない
大阪	637 (121.2%増)	623※ (67.0%増)	労働条件の明示	・法定項目を明示していない(試用期間、時間外労働の有無、就業場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項など)
			取扱職種の範囲等の明示	・法定項目が明示されていない(手数料に関する事項、返戻金制度に関する事項など)
			職業紹介実績等の情報提供	・法定事項の情報提供を行っていない
愛知	433 (30.5%減)	180 (43.4%減)	事業報告等(情報の提供)	・人材サービス総合サイトへの情報掲載をしていない(紹介により就職した者の数、手数料に関する事項、返戻金制度に関する事項等の情報提供)
			労働条件の明示(求人者からの労働条件明示を受け、求職者への明示)	・法定項目が明示されていない(残業、休日出勤等) ・労働条件の明示が行われていない(書面の交付がないものを含む)
			取扱職種の範囲等の明示(求人者、求職者への業務の内容の明示)	・法定項目が明示されていない(苦情処理、求人者・求職者の個人情報の取扱いに関する事項) ・取扱職種の範囲等の明示が行われていない(書面の交付がないものを含む)
			有料職業紹介事業の許可	・無許可で有料職業紹介事業を実施している
			手数料違反	・届出制手数料を採用している場合において、手数料表に定めた額以上の手数料を徴収している

令和5年度の3労働局の指導監督方針のポイント(職業紹介事業に関連する事項のみ)

●東京労働局

- ・職業紹介事業者の適正な運営の確保のための周知及び指導監督を実施します。
- ・令和4年改正職業安定法に基づく的確な求人等の情報提供、個人情報の取扱い、苦情に対する適切・迅速な対応等、新たなルールによる適正な運営の確保のための指導監督を実施します。

●大阪労働局

- ・事業者が労働者派遣法や職業安定法の法令を遵守し、需給調整機能を十分に発揮できるよう、的確な指導監督を行います。

●愛知労働局

- ・令和3年4月1日から改正された求職者に金銭等提供して求職申込みの勧奨を行うことを禁止する職業安定法指針を含め、あらゆる機会を捉えて制度の周知徹底を図っていきます。
- ・医療・介護等職業紹介事業者に対する求人者からの就職者の短期離職及び手数料に関するトラブル等の苦情相談等については、令和5年2月より「医療・介護・保育求人者向け特別相談窓口」を設置しており、丁寧な相談対応に努めるとともに、法違反が疑われる事案を把握した場合は、速やかに指導監督を実施します。

行政処分・指導事例

最近の行政処分事例を以下に掲載します。

1. 事業報告書の提出を怠り職業紹介事業停止命令及び業務改善命令(兵庫労働局)

●処分内容(要旨)

有料職業紹介事業者A社は、平成31年4月1日から令和2年3月31日の間の事業報告について、提出期限を経過しているにもかかわらず提出せず、職業安定法の規定に違反したため、職業紹介事業の停止命令及び業務改善命令を下した。(職業安定法施行規則第24条の8第1項違反)

2. 出入国管理及び難民認定法違反による、有料の職業紹介事業及び労働者派遣事業の許可の取り消し(厚生労働省)

●処分内容(要旨)

職業紹介事業と労働者派遣事業を兼業するA社は、出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の規定に基づき罰金の刑に処せられ、令和4年4月27日に刑が確定し、労働者派遣法第6条第1号及び職業安定法第32条第1号に規定する欠格条件に該当することとなったため、許可を取り消した。

3. 無許可で労働者派遣を行った有料職業紹介事業者に対する有料職業紹介事業停止命令(東京労働局)

●処分内容(要旨)

A社は、厚生労働大臣から労働者派遣事業の許可を受けることなく、少なくとも令和2年8月1日から令和3年10月31日までの間、自己の雇用する労働者を延べ861人日に渡り、業として労働者派遣事業を行い労働者派遣法に違反したため、有料職業紹介事業の停止命令を下した。停止期間は令和4年3月25日～4月24日の1か月間である。

地域別最低賃金額が改定されます！

令和5年度の地域別最低賃金が下表のとおり改定されます。今年度は大幅な引き上げです。

- ◆最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が定めるもので、全ての労働者とその使用人に適用されます。
- ◆労働者の賃金額が最低賃金を下回ることはないよう、金額をご確認ください。
- ◆派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。
- ◆労使で合意のもと、最低賃金より低い賃金を定めても、それは、最低賃金法で無効とされます。
 - ※地域別最低賃金以外にも特定（産業別）最低賃金があります。特定賃金が定めている産業については特定賃金との比較の上金額の高い方を使うことになっています。
 - ※答申された改定額の括弧書きは、令和4年度地域別最低賃金額です。
 - ※発効予定年月日は、都道府県労働局での労使からの異議審査がない場合の最短のものです。
 - ※現在保有している求人でも発効日以降に雇用が開始されるものは、改定された地域別最低賃金額が適用されますので、ご注意ください。

●令和5年度の地域別最低賃金状況

都道府県名	改定額【円】 (※1)	発効予定年月日 (※2)	都道府県名	改定額【円】 (※1)	発効予定年月日 (※2)
北海道	960 (920)	2023年 10月 1日	滋 賀	967 (927)	2023年 10月 1日
青 森	898 (853)	2023年 10月 7日	京 都	1008 (968)	2023年 10月 6日
岩 手	893 (854)	2023年 10月 4日	大 阪	1064 (1023)	2023年 10月 1日
宮 城	923 (883)	2023年 10月 1日	兵 庫	1001 (960)	2023年 10月 1日
秋 田	897 (853)	2023年 10月 1日	奈 良	936 (896)	2023年 10月 1日
山 形	900 (854)	2023年 10月14日	和歌山	929 (889)	2023年 10月 1日
福 島	900 (858)	2023年 10月 1日	鳥 取	900 (854)	2023年 10月 5日
茨 城	953 (911)	2023年 10月 1日	島 根	904 (857)	2023年 10月 6日
栃 木	954 (913)	2023年 10月 1日	岡 山	932 (892)	2023年 10月 1日
群 馬	935 (895)	2023年 10月 5日	広 島	970 (930)	2023年 10月 1日
埼 玉	1028 (987)	2023年 10月 1日	山 口	928 (888)	2023年 10月 1日
千 葉	1026 (984)	2023年 10月 1日	徳 島	896 (855)	2023年 10月 1日
東 京	1113 (1072)	2023年 10月 1日	香 川	918 (878)	2023年 10月 1日
神奈川	1112 (1071)	2023年 10月 1日	愛 媛	897 (853)	2023年 10月 6日
新 潟	931 (890)	2023年 10月 1日	高 知	897 (853)	2023年 10月 8日
富 山	948 (908)	2023年 10月 1日	福 岡	941 (900)	2023年 10月 6日
石 川	933 (891)	2023年 10月 4日	佐 賀	900 (853)	2023年 10月14日
福 井	931 (888)	2023年 10月 1日	長 崎	898 (853)	2023年 10月13日
山 梨	938 (898)	2023年 10月 1日	熊 本	898 (853)	2023年 10月 8日
長 野	948 (908)	2023年 10月 1日	大 分	899 (854)	2023年 10月 6日
岐 阜	950 (910)	2023年 10月 1日	宮 崎	897 (853)	2023年 10月 6日
静 岡	984 (944)	2023年 10月 1日	鹿児島	897 (853)	2023年 10月 6日
愛 知	1027 (986)	2023年 10月 1日	沖 縄	896 (853)	2023年 10月 8日
三 重	973 (933)	2023年 10月 1日	全国加重平均額	1004 (961)	-

※1:括弧内の数字は、改定前の地域別最低賃金額

※2:効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

紹介事業者・求人企業 それぞれが「自主点検」!

就職または採用の手段としての職業紹介事業者の利用が一般的な時代になりました。しかしながら、それと同時に、求職者と職業紹介事業者、また求人企業と職業紹介事業者の間でのトラブルも目立つようになっていきました。トラブルを未然に防ぐため、押さえるべきポイントをぜひ「自主点検」してみてください。

自主点検キャンペーン(自主点検ツール等の送付・説明会の開催)

1.【職業紹介事業者向け】自主点検ツールとその解説の送付(令和5年10月上旬発送)

職業紹介事業者が適切な運営を行うための「令和5年度版自主点検ツールとその解説」他をお送りします。今年度版は、令和6年4月に施行が予定されている改正職業安定法施行規則に対応した内容としたほか、職業紹介事業者の皆さまからのご要望により、外国人材の職業紹介の流れについて、巻末に基本的な資料を掲載しました。

2.【求人企業向け】自主点検リーフレットの送付(令和5年10月上旬発送)

求人企業向けには、「職業紹介事業者を上手に活用するためのチェックポイント」と題したリーフレットを作成し、職業紹介事業者を活用するための基礎知識とともに、活用する際に「自主点検」していただきたいポイントを紹介しています。

3. オンライン説明会の実施(令和5年10月～12月実施、Zoom開催、定員:各回90名)

A 自主点検説明会(職業紹介事業者向け)

- 【日程】 第1回 令和5年10月24日(火)14時～16時
第2回 令和5年11月14日(火)14時～16時
第3回 令和5年12月 5日(火)14時～16時
- 【内容】 ① 一斉自主点検・解説(Zoomの投票機能を使用)
② 解説「令和6年4月施行 改正職業安定法施行規則」
③ Q&A「民紹協に寄せられた質問より」
- 【申込】 下記URLまたは右のQRコードから申込フォームにアクセスし、必要事項をご入力ください。

<https://forms.gle/JJDp2tY9HzwoEdz6A>(Google フォームを使用)

参加無料



求人企業向け説明会講師
紺谷 洋樹氏

B 人材紹介会社活用ガイダンス(求人企業向け)

- 【日程】 第1回 令和5年11月 7日(火)14時～16時
第2回 令和5年12月14日(木)14時～16時
- 【内容】 ① 解説「人材紹介会社 活用のためのポイント」
② 講演会「初めての外国人材の採用について」
講師:紺谷 洋樹氏(アレクシア株式会社 代表取締役)

- 【申込】 下記URLまたは右のQRコードから申込フォームにアクセスし、必要事項をご入力ください。

<https://forms.gle/ZRhmbD4sbCzc66gX6>(Google フォームを使用)



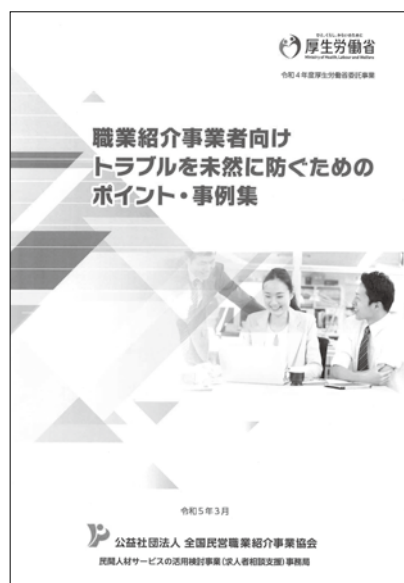
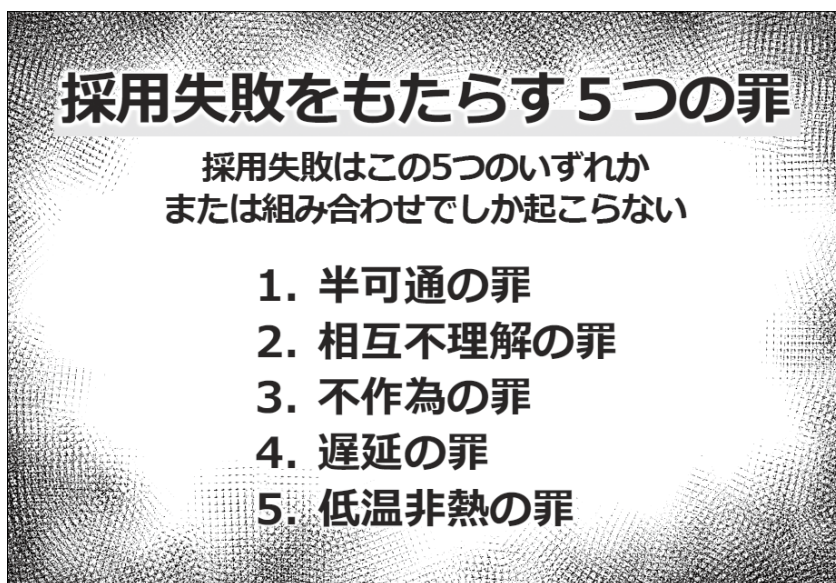
お取引先企業の
採用担当者様に
ぜひご案内ください!

※ Google フォームをご利用いただけない場合は、担当までお知らせください(日高:03-3818-7011)。

採用担当者(求人者)向けセミナーを開催しました

当協会では、厚生労働省より「令和5年度民間人材サービスの活用検討(求人者相談支援・利用促進)」の事業を受託しています。その事業の一環として「採用担当者(求人者)向けセミナー」を開催しました。

採用活動において「なぜ求人者と紹介事業者の間にトラブルが発生するのか、それを防ぐにはどうしたらよいか」という内容で、事例をもとにケーススタディを交えた内容で、講師は株式会社求人者の石塚毅氏です。採用担当者だけでなく、紹介事業者の方にも参加いただきました。



セミナーでは昨年度作成した「職業紹介事業者向けトラブルを未然に防ぐためのポイント・事例集」も活用しております。

受講者からは好評をいただいております、アンケートの一部を紹介します。

1. 採用失敗の5つの罪、特に半可通を避けるための採用ターゲットの言語化は勉強になり、今後、徹底していきたいと思います。
2. 失敗する具体例を知ることができ、思い当たる節もありましたので、まずは失敗する具体例に当てはまる行為を取り除くことから始めます。
3. 当社はまだ紹介事業者を利用したことがないのですが、今後利用する際に採用ターゲットの言語化ができるように準備しておくことは大事だと思いました。また新卒採用でも言語化は大事なキーワードとなると感じたので良いことも悪いことも伝えていこうと思いました。
4. 他社の選考の様子(面接時のアイスブレイクや面談前に職場案内をしている等)を聞くことができ大変参考になりました。

開催日

- 第1回: 8月24日(木) オンライン
 - 第2回: 9月19日(火) オンライン
 - 第3回: 10月 5日(木) 連合会館
 - 第4回: 10月19日(木) オンライン
 - 第5回: 10月31日(火) 連合会館*
- ※申込受付中

直接会員ネットワークだより

9月14日(木)、直接会員ネットワークの第3回会合が文京シビックセンターにおいて開催されました。冒頭、同ネットワークから推薦された柳川忠興さん(株)マイスター60)が6月の定時社員総会で民紹協理事に選任されたことが報告されました。

その後、メンバー提案の5テーマについて、差入れのどら焼き、クッキーを食べながらなごやかに情報交換、意見交換が行われました。

最近の求人求職動向 —活況だが、人手不足—

「医薬・機器系求人は昨年暮れから回復」
「医薬・機器系内勤求職者の特徴は、リモート勤務希望が増加」
「新潟の求人は、昨年に比べてサービス、小売りで非常に伸び」
「新潟の介護の求職登録は、昨年に比べて4～5割落込み」
「外国人材は、コロナ緩和後、全般的に需要が増加、特に建設業」
「介護とホテルは人手不足でも、大手を除いて外国人材受入れに慎重」
「設備管理では人材がいらない」



阿知波委員(右)、柳川委員(左)

(株)マイスター60

「シニアに特化」

外国人材の規制緩和について

—「外国人材でも使うか」のノリでは、日本に来てくれない—

「外国人材の規制緩和が進んでいるが、それで外国人材の受入れが進むか」

「モンゴルの送金は、韓国へ7割、日本へ3割。日本は給料が安い、書類はうるさい、行き来の自由度が低い」

「日本に来てよかったという人は多い」

「国内の地方は東京より賃金が低く、受入れは大変。また、業界による賃金格差が大きいため転職しやすい」

「紹介事業者の立場から、国へ要望を出していく必要がある」

「優良事業者認定制度」について

—取得のハードルが下がったので、取得チャンスか—

「2017年に「優良認定」を取得し宣伝してきたが、取得の効果はほぼない」

「医療・介護・保育の「適正認定」は業界団体の後押しがあり企業が紹介所を選ぶ際の決め手にはなる」「全職種の「優良認定」は求人企業側の意識がまだ低い」

「行政は制度見直しで取得ハードルを下げ、「優良認定」普及の方向」

「介護では「適正認定」取得を求人者から暗に求められた」

「ハローワークでも「優良認定」「適正認定」事業者の利用を勧めるチラシを置いている」

「一般版の「優良認定」も取得しておいた方が有利との判断で今年取得する」



金子委員

(株)ドットコム・マーケティング

「新潟県に特化」



川口委員 (株)エリメント HRC

「医薬・機器業界に特化」

定年後の再雇用制度の実態について

—高齢者の継続雇用は着実に進んでいる傾向—

「取引企業で70歳や75歳までの再雇用、雇用延長が1割から3割に増加」

「定年を60歳⇒65歳の企業が増加。給料は以前ほどダウンしない傾向」

「薬事等の専門職では、給料を下げず、身体が動かなくなるまで働ける」

「自社は65歳定年、70歳まで再雇用だが、コミッション部分が多いので再雇用後の給与等労働条件は変わらない」

「自社は60歳前後で入社した世代が営業で皆頑張っている」

今後の直接会員ネットワークからのメッセージ発信

—とりあえず民紹協HPで発信—

「このネットワークの中身の濃い議論や意見はすごくためになる」

「皆さんに発信し、共有していったらどうか」

「メッセージ発信は重要。閉じた情報交換ではなく直接会員に届けていくことが大事」

「機関誌「ひと」で「直接会員ネットワークだより」として紹介している」

「民紹協HPでも紹介していきたい」

「発信方法、内容は今後検討したい」



紺谷委員 アレクシア(株)

「外国人材に特化」

第27回職業紹介士(民紹協認定)

職業紹介士の集合教育及び試験を実施しました!



ロールプレイングの実施風景

令和5年5月から7月まで3か月間の通信教育を経て、9月8日(金)から9月10日(日)まで3日間、東京・明治大学中野キャンパスにおいて集合教育を開催し、12名の方が受験されました。

集合教育は従来、東京中野サンプラザで実施していましたが、同施設が本年7月をもって閉館することとなったため、今年度は、同じ中野駅近くの明治大学中野キャンパスで実施しました。同キャンパスはまだ施設も新しく、周囲も緑に囲まれ、集合教育の実施時期はまだ夏休み期間中で授業も行われていないなど快適な環境で集合教育を行うことができました。

集合教育については、学科と実技がありますが、毎回、実技として実施している「グループ討議」及び「ロールプレイング」については受験者からも高く評価されているところです。

◆グループ討議等に関するアンケート結果は次のとおりです。

(グループ討議)よかったとする評価が75%

- ・色々な立場の方と一緒に話をするのは多くの刺激や発見がありました。
- ・異なる業種、業態の方との討議を通じて視野が広がりました。
- ・自分の中だけで考えると答えは一つしか出ないけれど、正解は一つではないことに気づかされました。
- ・講義と試験という内容も大事ですが、グループ討議のように周りと話すことで「気づき」もあり、もっと増やしてもよいと思います。

(ロールプレイング)よかったとする評価が92%

- ・他の会社の方の面談が見られたことが大変勉強になりました。
- ・自分にはない価値観、手法を知ることができて自己の成長につながりました。
- ・自分の弱点が見えました。他の方のやっていることを真似たいと思います。
- ・普段の面談の進め方と全く違ったので良い勉強になりました。課題、改善点が見つかり、自分を見つめなおす機会にします。

東京都品川区

事務所近辺の桜の季節の目黒川です

自身が介在することで、すべての人のより良い未来に繋がっているか

Simple株式会社 高階 郁大

Simple株式会社では保育士・幼稚園教諭・栄養士に特化した転職支援サービスを運営しております。

紹介会社を実際に利用された方の中には、断りにくい空気感がありどこか納得しないまま話が進んでいたり、入職後に聞いていた話と異なる部分が発覚したりと、紹介会社に対しマイナスな印象を抱いている方もいらっしゃるかと思います。弊社はそのようなムリな転職を一切なくし求職者一人ひとりに誠実に向き合い、より多くの幸せな転職の実現のため、求職者と事業所を第一に考える紹介会社として設立されました。

弊社の最大の特徴は、求職者と事業所のマッチング度の高さにあるかと思います。周辺地域とそれぞれの職種の特徴を理解した専任アドバイザーが、ヒアリングから入職後までを徹底サポートしております。一人のアドバイザーが一貫して担当することにより、些細な悩みや不安も相談し解決まで導ける環境を作り出し、入職後のミスマッチを防ぐことにも繋がっています。そのため弊社を通して転職された求職者の離職率も低く、求職者と事業所ともに高い信頼と満足度を得ております。

「職業紹介士」の資格取得は、高度な専門知識や実務能力を身につけることで、ヒアリングや適性を見抜く技術の向上、職業紹介における信頼性・健全性を示すことへも繋がります。

今後も弊社の強みを活かし、さらなる専門性と信頼性の向上を目指し、職業紹介事業へ大きく貢献していきたく思っております。

Simple株式会社

本社所在地: 東京都品川区東五反田5-23-7
五反田不二越ビル4・5階

代表者名: 代表取締役 佐藤 裕志

創立年月日: 2019年5月

従業員数: 65名



左から二人目が高階氏です。

よくわかる職業紹介事業のQ&A

当協会の相談専用窓口へ、最近寄せられた相談事項をQ&Aの形態で紹介致します。

Q1

許可の更新申請に添付する受講証明書の有効期間について

有料職業紹介事業者ですが、先般、許可の有効期限の3か月前までに、労働局に許可の有効期間更新の申請に行ったところ、「許可の有効期限までの3か月間(以下「審査期間」といいます)に、職業紹介責任者講習の受講証明書の有効期間(5年)が満了するので、職業紹介責任者講習を再受講して、その受講証明書(写)を添付して更新申請を行ってください」と言われました。更新申請の時点では現行の受講証明書の有効期間は残っておりますが、職業紹介責任者講習を再受講して、その受講証明書を添付しなければならない根拠を教えてください。

A1

「職業紹介事業の業務運営要領」の第3許可基準(3)ホ(ロ)で、職業紹介責任者の選任には「過去5年以内に、職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定めるものを終了しているものに限る」と記載されていますが、許可の更新申請に際して、審査期間中に受講証明書の有効期間が満了する場合、職業紹介責任者講習を再受講して、その受講証明書を添付する必要があるかどうかについて特段の定めはありません。

したがって、労働局によって取扱いが異なり、以下の3つのパターンがあるようです。

①更新申請までに職業紹介責任者講習を再受講

の上、その受講証明書(写)を添付する。

- ②更新申請までに職業紹介責任者講習を再受講する必要はないが、審査期間中に同講習を受講する内容の講習受講申込書(写)を添付する。
- ③更新申請までに職業紹介責任者講習を再受講する必要はないが、審査期間中に同講習を受講する内容の講習受講申込書(写)を添付した上で、受講後にその受講証明書(写)を提出する。

上記のパターンのどれに該当するかは管轄の労働局の判断になりますが、希望する時期に希望する職業紹介責任者講習を受講できないこともあります。このため、審査期間中に職業紹介責任者講習の受講証明書の有効期間が満了する場合は、許可更新申請に先立ち、余裕をもって職業紹介責任者講習を受講しておくことをお勧めします。

Q2

派遣先が派遣労働者を直接雇用した場合に紹介手数料をもらえないか

労働者派遣業と有料職業紹介事業を兼業していますが、派遣先が派遣労働者を派遣終了後に直接雇用(直雇)するケースがあります。

その際、当社(派遣元(兼)紹介所)を通さず、派遣先と派遣労働者が直接交渉して雇用条件などを決めてしまい、紹介手数料を支払ってもらえないことがあります。当社の派遣をきっかけに採用したので、紹介手数料を支払ってもらいたい方法はないでしょうか。

A₂

派遣先が派遣終了後に派遣労働者を雇用する場合、事前に労働者派遣契約書に以下のことを盛り込んでおけば、紹介手数料の支払いを求めることができます。

具体的には、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」の第2-2-(2)口に規定されていますが、貴社(派遣元)が労働者派遣契約を締結するにあたって、次のことを労働者派遣契約書に明記しておきます。

- ①派遣先は、派遣終了後に当該派遣労働者を雇用する意思がある場合は、当該意思を事前に派遣元に示すこと。
- ②(派遣元が有料職業紹介事業の許可を取得して職業紹介を行うことができる場合には、)派遣先は職業紹介により当該派遣労働者を雇用し、派遣元に紹介手数料を支払うこと。

派遣先が職業紹介により派遣労働者を雇用するにあたっては、派遣先から派遣元に求人票を提出してもらい、派遣元は明示された労働条件に問題ないかの確認を行います。また派遣労働者には求職登録してもらいます。

なお、労働者派遣契約書に盛り込んでおかなくても、派遣先が同意すれば紹介手数料を支払ってもらえるケースもありますが、確実に支払ってもらうためには、事前に派遣先と上記条件について協議し、労働者派遣契約書に明記しておくといでしょう。

Q₃

求職者が入社前研修でケガをした場合、紹介所に治療費の負担義務があるか

当紹介所が紹介した求職者に対して、求人者が入社前に3日間の研修を行うそうです。求職者も

早く業務に慣れるために参加したいと言っており問題はないと思いますが、もし研修でケガをした場合、当紹介所として治療費を負担する義務があるのでしょうか。

A₃

入社前の研修が実際の業務に従事するものであったり、参加が義務付けられている場合は、使用者と求職者との間に使用従属関係が認められ、当該求職者が労働者に該当すると考えられ、労災保険が適用されることになります。他方、研修への参加が任意で、研修内容も使用者から業務に係る指揮命令を受けるものでない場合は、労災保険の適用は難しいものと思われます。いずれにしても、当該求職者が研修でケガをした場合、貴紹介所が治療費を負担する法的な義務はありません。

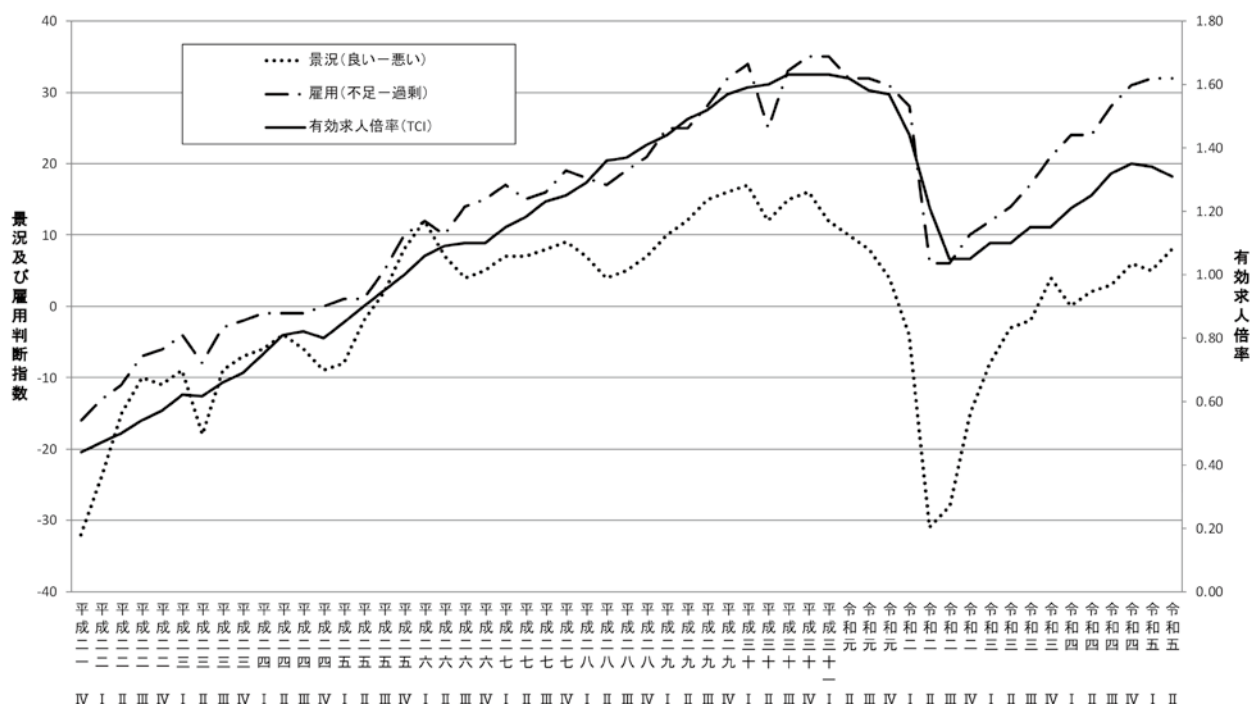
なお、日々紹介を行う職業紹介事業者の団体においては、独自の共済(医療費)助成制度や所得補償共済制度や設けているところがあります。求職者が入社前の研修でケガをした場合に、その制度により補償が受けられるとは限りませんが、求職者がより安心して働くことができるよう、必要に応じてそうした制度への加入も検討してみてもいいかがでしょうか。



雇用失業動向

厚生労働省の「一般職業紹介状況」によりますと、令和5年6月、7月、8月の有効求人倍率(季節調整値)は1.30倍、1.29倍、1.29倍と少し下がりました。また、総務省の「労働力調査」によりますと、同時期の完全失業率は2.5%、2.7%、2.7%とほぼ変わらずでした。9月の日銀短観による業況判断では、6月の前期より2ポイント上がりましたが、先行きは2ポイント低下しています。また、雇用判断は1ポイント下がり、先行きは更に4ポイント下がり、求職者不足の状況は益々厳しくなる見通しです。いずれも新型コロナウイルスの感染状況と物価の動向およびウクライナ情勢等により変化しそうです。

状況、雇用過不足状況及び有効求人倍率の推移(四半世紀ベース)



新規許可事業所

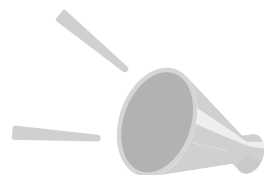
	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月
有料職業紹介事業所	206	218	216	243	270	266
無料職業紹介事業所	4	4	4	7	5	5

雇用・失業情勢関連指数

		令和5年3月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月
雇用者数※	実数(万人)	6036	6057	6063	6109	6109	6088
完全失業者数※	実数(万人)	193	190	188	179	183	186
完全失業率※	(季節調整値、%)	2.8	2.6	2.6	2.5	2.7	2.7
有効	求人数(万人、カッコ内は対前年同月増減率、%)	263 (4.9)	249 (2.8)	244 (1.4)	244 (0.1)	243 (▲0.4)	245 (▲1.1)
	求職者数(万人、カッコ内は対前年同月増減率、%)	194 (▲2.9)	200 (▲3.4)	202 (▲3.0)	199 (▲2.4)	192 (▲0.9)	191 (▲0.4)
	求人倍率(季節調整値、倍)	1.32	1.32	1.31	1.30	1.29	1.29

(出典)厚生労働省「一般職業紹介状況」、総務省「労働力調査」

職業紹介事業実践セミナーのお知らせ



令和5年度下期の職業紹介事業実践セミナーは、次の日程です。参加をお待ちしています。

〈基本編〉全てオンラインセミナーです。

セミナー名	開催月日	講師	内容
行政機関による 定期指導・調査の 実務セミナー	24年1月26日(金) 14:00 - 17:00	民紹協職業紹介事業 アドバイザー 津田 滋	労働局の定期指導・調査関係への対応に役立ちます。日頃からどのようなことを心掛け、また日々の職業紹介業務をどう進めればよいかの参考になります。
新・紹介担当者のための 求人票セミナー	24年2月15日(木) 14:00 - 17:00	民紹協職業紹介事業 アドバイザー 市川 雅彦	法律に基づく求人票記載事項とミスマッチを減らす求人票作成のポイントを、演習を通して学びます。
職業紹介実務セミナー	24年3月22日(金) 14:00 - 17:00	民紹協職業紹介事業 アドバイザー 齊藤 昇司	職業紹介の実務にポイントを絞ったセミナーで、職業紹介責任者講習をさらに掘り下げ、4月以降の法令等の改正点もご説明します。

*受講料: 会員4,000円、非会員6,000円

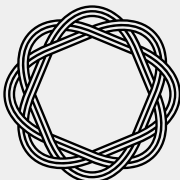
〈応用編〉全てオンラインセミナーです。

セミナー名	開催日時	講師	内容
外国人材の 職業紹介セミナー	①23年10月19日(木) ②24年2月20日(火) 13:00 - 17:00	民紹協職業紹介事業 アドバイザー 齊藤 昇司 行政書士法人明るい法務事務所 代表 長岡 由剛氏 アレクシア株式会社 代表取締役 紺谷 洋樹氏	外国人材紹介に関する全体像、法令・外国人材紹介事業の立上げ方・進め方を説明します。技能実習制度、特定技能制度等の見直しの情報もお話しします。
求職者確保に役立つ 就職支援スキルアップ セミナー	①23年11月10日(金) ②24年3月8日(金) 9:30 - 17:00	民紹協職業紹介事業 アドバイザー 齊藤 昇司	求職者支援の全貌を理解でき、自信を持って求職者の支援ができるようになります。ワークショップ型のセミナーです。
外国人材の定着を 高めるセミナー	23年12月7日(金) 14:00 - 17:00	Jコンサルティング 代表取締役社長 高橋 啓介氏	外国人材を紹介するだけでなく、求人者に定着を高めるための方法をアドバイスすることも大切です。初めてのセミナーです。
よくわかる ホワイトカラーの 職業紹介実務	24年3月13日(水) 13:00 - 17:00	民紹協職業紹介事業 アドバイザー 津田 滋	ホワイトカラーの職業紹介実務の進め方(求人開拓・求職者開拓)について、経験5年くらいまでの方向きです。

*受講料: 半日セミナー: 会員6,000円、非会員8,000円 1日セミナー: 会員8,000円、非会員10,000円
半日3時間セミナー: 会員5,000円、非会員7,000円

新規入会事業所紹介

令和5年6月～9月(9月22日入会まで)

	事業所名	住 所	ごあいさつ
関東地区	行政書士事務所ロータス 	埼玉県さいたま市北区 櫛引町2-162 NYビル1F 048-871-8718	当事務所は、外国人のビザ(在留資格)申請に特化した行政書士事務所です。人材不足の解消の一手として特定技能制度が誕生しました。一時、コロナで国外からの人材供給も難しい時がありましたが、今後はいよいよ外国人材の案件が増えていくものと思われます。外国人材の紹介には在留資格制度の理解は切っても切り離せません。当事務所は、10年以上にわたりビザ(在留資格)に関する手続きにおいてあらゆるサポートをして参りました。行政書士事務所とは別に登録支援機関も併設しています。「特定技能」や「登録支援機関」などのキーワードでお困りごとがございましたらお気軽にご相談ください。
	ベストパートナーズ株式会社  BESPА	千葉県松戸市五香 1-10-19 047-718-8782	取扱い業種は全業種ですが、介護、看護、飲食、農業をメインに事業をスタートいたしました。日本人の他、アジア系外国籍の求職者を中心に求人先へご紹介しております。質の高い日本語研修を卒業した、在留アジア8カ国の方々を対象に、特定技能を取得した上で求人企業側へ斡旋しております。タイ、ベトナム現地での日本語学校とのパイプもあるため、国籍・地域・言語に関係なく、明るい未来への懸け橋になることを目指しております。外国籍人材は増えつつあるものの受入れ先が少ない状況です。皆様と共に歩む「人と企業の懸け橋」のためにご協力の程よろしく願いいたします。
中部地区	パジュ・ブレン株式会社新潟営業所 	新潟県新潟市中央区 南笹口1-1-54 日生南笹口ビル2F 025-240-1641	私たちは新潟県内で、Web系・ネット通販系・IT系・事務系への就職実績を豊富に持っています。新潟県内で事務職に就きたいと思っている人、ネット通販、ITを仕事にしたい方には、経験豊富なアドバイザーが、あなたの就職の悩みに常時対応いたします。希望の働き方、悩み、相談など何でもお聞かせください。最適なアドバイスを致します。
関西地区	M&J recruitment JAPAN	兵庫県神戸市北区 鈴蘭台南町8-7-4 スズランダイサウス202 090-5960-5747	職業紹介も含め労働社会保険手続きに関しても行っております。国内全職種の紹介および台湾人の紹介もおこなっております。お気軽にお問い合わせください。英語対応も可能です。(English speaking)M&J社会保険労務士事務所
中国地区	アンドコネクト株式会社 	広島県福山市向陽町 1-8-8 084-927-6720	弊社は広島県福山市を拠点に地域や職種を限定せず幅広い職業紹介を行っており、近年需要が高まる外国人材紹介には特に力を入れております。弊社職員には外国人材の取り扱いに長けた技能実習制度の監理団体職員経験者や外国人材を活用した経営コンサルタント業務経験者等が在籍しているため、単純な職業紹介のみに留まらず、紹介後のフォローアップにも力を入れております。

【事業所名のみのご紹介】

事業所名	住 所	電話番号
株式会社ウィーク	東京都文京区本郷4-1-6 ヴェルディ本郷2F	03-6908-1551
株式会社カインド・メディカル	東京都渋谷区代々木1-38-2 ミヤタビル3F	03-6681-9885
株式会社アムク	東京都中央区日本橋小舟町3-12 バルコ日本橋ビル4F	03-6667-0167
株式会社バディワーク企画社	石川県金沢市南町5-6 河崎文栄堂ビル4F	076-255-1239
株式会社新栄	静岡県三島市長伏83-1 コーポラス杉山V	055-941-8162
株式会社Link	大阪府大阪市北区中津3-6-21 S&S IIIビル4F	06-6372-5333
株式会社三倉屋	広島県福山市引野町5-43-9	090-4657-9843

第4回

はたらく生き生き
写真募集中!

ひととしごと写真募集

～あなたの写真を投稿し、働くことの喜びを多くの人にアピールしませんか～

民紹協では、「はたらく人々」を写真撮影することを通して、「ひと」と「しごと」への営みを深くみつめ理解する機会をつくと共に、公表することにより働くことへの関心を引き起こし、広く「はたらく」ことの意義を伝えるために、写真募集を致します。

入賞作品は、当協会機関誌「ひと」の表紙写真等に掲載します。応募資格は問いません。

どなたでもご応募ください。応募要領は、裏面をご参照ください。



働く喜び、尊さを伝える写真
生き生きと働く写真をぜひお寄せください!

テーマ

- ・仕事をしている場面、仕事をするものの素晴らしさを伝える写真であればどんな写真でも結構です!
- ・仕事をしながらの真剣なまなざし、生き生きした表情など
- *掲載についてのご本人の了解を必ずとってください。

締切

2023年10月から募集受付、2024年2月29日(木) 締め切り

表彰

最優秀賞/1名 賞状と副賞(3万円)
優秀賞/3名 賞状と副賞(1万円)
ヤング部門(30歳以下) 優秀賞/2名 賞状と副賞(1万円)

■選考/全国民営職業紹介事業協会選考委員が選考します。

■発表/2024年5月上旬に受賞者にお知らせし、協会ホームページにも掲載します。

主催

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会

〒113-0033 東京都文京区本郷3-38-1 本郷信徳ビル5F

URL: <https://www.minshokyo.or.jp> (応募先は裏面参照) 電話03-3818-7011(代)

「名刺交換会」(参加費無料)を開催します

会員の皆さまの交流を深め、事業連携等のきっかけづくりのために、「名刺交換会」を開催します。コロナ下では、対面の交流がなかなかできませんでしたが、やはり対面での交流はオンラインではできない深い関係づくりが期待できます。ぜひご参加ください。

日時: 令和5年10月27日(金) 14:30~16:30
会場: 文京シビックセンター内4階シルバーセンター会議室B
対象: 当協会会員の皆さま 定員50名(先着順)1社2名まで
内容: 参加者の皆さまの希望にそったプログラムにします
お問合せ先: 齊藤・日高 03-3818-7011



令和6年新春講演会・賀詞交歓会日程

令和6年の新春講演会・賀詞交歓会の日程をお知らせします。

東京会場: 令和6年1月12日(金) 14時~ アルカディア市ヶ谷
Zoom使用のハイブリッド方式
(内容) 第1部 新春講演会(厚生労働省)
第2部 「職業紹介業高齢者雇用推進ガイドライン」普及セミナー
賀詞交歓会
大阪会場: 令和6年1月19日(金) 14時~ KKR ホテル大阪
(内容) 東京と同内容(講演会は大阪労働局)

編集後記

9月8日から10日までの3日間、職業紹介士の第27回集合教育を実施しました。これまでは中野サンプラザで実施してきましたが、本年7月に閉館しましたので、近くの明治大学のキャンパスの教室をお借りして実施しました。編集子も今から40年くらい前、中野サンプラザ内にあった研究所に勤務したことがあり、また民紹協においてもたびたびセミナーやイベント等で使わせていただきました。

中野駅周辺では「100年に一度の再開発」といわれる大規模な再開発が進行中です。サンプラザと中野区役所も解体され再整備される予定です。

現在の中野区役所の前に、「お囲いの犬の像」があるのをご存じでしょうか。江戸時代、中野は、江戸に近い直轄支配地として盛んに鷹狩りが行われていました。5代將軍綱吉の頃は、「生類憐みの令」が出され鷹狩りは行われなくなり、中野にはお犬様を養育するためのお囲い(犬小屋)が設けられました。お囲いは徐々に増築され、面積は約30万坪(約100ha)にも及び、数万から30万頭の犬が養育されていたといわれています。綱吉が死去すると、お囲いは直ちに廃止され、犬たちは地域の住民に預けられて、彼らが最後まで面倒を見ることになったそうです(中野区のホームページより)。



お囲いの犬の像



中野サンプラザ

民営職業紹介



民営職業紹介 ひと No.189 秋号

令和5年10月12日発行

編集人 上市 貞満

発行所 公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会
〒113-0033 東京都文京区本郷3-38-1 本郷信徳ビル5階
TEL.03-3818-7011 (代表) FAX.03-3818-7015

印刷所 日本印刷株式会社

令和5年10月～令和5年12月 お申込み受付中

★「理解度確認試験」を平成31年4月から実施しています。全ての講義を受講し、理解度確認試験合格者に受講証明書を交付しています。

【令和5年9月現在】

開催日	曜日	開催地	会場	定員
令和5年 10月18日	水	大阪府(大阪市)	ホテルアウィーナ大阪 3F「葛城・東」	64
〃 10月20日	金	オンライン開催		60
〃 10月24日	火	東京都(千代田区)	連合会館 2F「204会議室」	144
〃 10月26日	木	オンライン開催		60
〃 10月31日	火	オンライン開催		60
〃 11月 2日	木	神奈川県(横浜市)	神奈川産業振興センター 神奈川中小企業センタービル14階「多目的ホール」	80
〃 11月 6日	月	東京都(千代田区)	連合会館 2F「201会議室」	90
〃 11月 9日	木	オンライン開催		60
〃 11月13日	月	東京都(千代田区)	連合会館 2F「201会議室」	90
〃 11月15日	水	オンライン開催		60
〃 11月17日	金	オンライン開催		60
〃 11月21日	火	東京都(千代田区)	連合会館 2F「204会議室」	144
〃 11月24日	金	オンライン開催		60
〃 11月28日	火	大阪府(大阪市)	ホテルアウィーナ大阪 3F「信貴」	64
〃 11月29日	水	オンライン開催		60
〃 12月 1日	金	オンライン開催		60
〃 12月 4日	月	東京都(千代田区)	連合会館 2F「204会議室」	144
〃 12月 6日	水	オンライン開催		60
〃 12月 8日	金	大阪府(大阪市)	ホテルアウィーナ大阪 3F「信貴」	64
〃 12月12日	火	オンライン開催		60
〃 12月14日	木	愛知県(名古屋市)	ホテルルブラ王山 2F「金鯱」	88
〃 12月18日	月	オンライン開催		60
〃 12月20日	水	東京都(千代田区)	連合会館 2F「201会議室」	90
〃 12月22日	金	オンライン開催		60
〃 12月26日	火	オンライン開催		60

○講習時間……9時30分～17時(時間厳守)※全ての方がこの講習時間となります。

○受講費用……12,500円(民紹協会員は8,800円)(税込)

※振込手数料はお客様負担となりますので、あらかじめご了承ください。

【オンライン講習について】

受講前に必ずオンライン講習受講時のマニュアルの必読及び接続確認をお願いします。(注意事項は多岐にわたりますので、必ず受講前ご確認ください。)

オンラインでの受講はカメラ、マイク付のパソコンを利用した講習です。(携帯電話、スマートフォン、タブレットでの受講はできません。また、推奨環境についても当協会HPにて確認をお願いします。)

受講申込みは、開催日の3か月前から当協会ホームページ

<https://www.minshokyo.or.jp/> の「受講申込みフォーム」、または、FAXにて承ります。

※FAXによるお申込みを希望される場合は、お電話にて申込用紙をご請求ください。

※オンライン開催分はFAXでのお申込みはできませんので、ご注意ください。

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会

導入実績2,000社のパイオニア



ITreview Grid Award
3期連続受賞

人材紹介特化型のクラウド型マッチングシステム

porters AGENT

2023年2月
「PORTERS Mobile
(携帯版)」
リリース!



「事業の立ち上げ」から「売上最大化」に必須の標準機能

- 求人、求職者データ、選考データ管理機能 ● 自動マッチング機能 ● KPI、プロセス管理機能
- メール、履歴書などのテンプレートを標準装備(カスタマイズ可)
- 事業報告書、求人管理簿、求職管理簿、手数料管理簿にも対応

「生産性向上」「マッチング率向上」に役立つ追加機能 ※一部有料

- 求人媒体からの求職者自動取込 ● LINE/SMS連携
- 面談日程自動調整 ● 自動掘り起こしによる応募数拡大支援

1ユーザーあたり月額
15,000円(税込)~

30日間の無料トライアル実施中!

デモ、資料によるご案内希望など、各種お問い合わせはこちらから



03-6432-9829



sales@porters.jp



<https://hrbc.porters.jp/>



porters

ポーターズ株式会社 〒107-0052 東京都港区赤坂 8-5-34 TODA BUILDING 青山3階